

2024年8月30日

お客さま各位

株式会社 岩手銀行

「金融サービスプラットフォームにおける電子交付サービス規定」の改定について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当行では、以下のとおり「金融サービスプラットフォームにおける電子交付サービス規定」を改定いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 改定趣旨

対象帳票※1追加に伴う改定

※1 追加する帳票は以下の通り

- ・証書貸付ご融資のお知らせ（元金均等、元利均等）
- ・当座貸越ご融資のお知らせ

2. 改定内容

新旧対照表をご覧ください。

改定後の規定は[こちら](#)からご確認いただけます。

3. 改定日

2024年10月1日（火）

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 岩手銀行 システム部 清水・小山

電話 019-623-1111（代表）

以上

「金融サービスプラットフォームにおける電子交付サービス規定」新旧対照表

(下線部分を改正)

改定前

改定後

1.サービスの利用条件

(1)～(3) (省略)

(4)本サービスの対象となる帳票および閲覧可能となるタイミング、閲覧可能期間は以下の通りです。

対象帳票	閲覧可能となるタイミング	閲覧可能期間
当座勘定照合票	契約により、毎週発行と、月1回の発行(毎月発行)があります。 ・毎週発行…週初の銀行営業日の午後以降 ・毎月発行…月初の銀行営業日の午後以降	過去11年分
振込受付書	振込手続を行った2営業日目の午後以降	過去13か月分
いわぎん振替・振込サービスお取引明細表	月初2営業日目の午後以降	過去13か月分
FB・ANSERサービス取扱手数料のお知らせ	毎月3日(暦日)+2営業日目の午後以降	過去11年分
領収書(アンサー資金移動手数料(都度徴求分))	毎月4日(暦日)+2営業日目の午後以降	過去11年分
領収書(EBサービス基本手数料、後納手数料)	引落日の2営業日目の午後以降	過去11年分
領収書(総合振込手数料(都度徴求分))	引落日の2営業日目の午後以降	過去11年分

※閲覧可能期間は、本サービス利用開始以降の帳票に限る

(5)～(6) (省略)

2～10 (省略)

1.サービスの利用条件

(1)～(3) (省略)

(4)本サービスの対象となる帳票および閲覧可能となるタイミング、閲覧可能期間は以下の通りです。

対象帳票	閲覧可能となるタイミング	閲覧可能期間
当座勘定照合票	契約により、毎週発行と、月1回の発行(毎月発行)があります。 ・毎週発行…週初の銀行営業日の午後以降 ・毎月発行…月初の銀行営業日の午後以降	過去11年分
振込受付書	振込手続を行った2営業日目の午後以降	過去13か月分
いわぎん振替・振込サービスお取引明細表	月初2営業日目の午後以降	過去13か月分
FB・ANSERサービス取扱手数料のお知らせ	毎月3日(暦日)+2営業日目の午後以降	過去11年分
領収書(アンサー資金移動手数料(都度徴求分))	毎月4日(暦日)+2営業日目の午後以降	過去11年分
領収書(EBサービス基本手数料、後納手数料)	引落日の2営業日目の午後以降	過去11年分
領収書(総合振込手数料(都度徴求分))	引落日の2営業日目の午後以降	過去11年分
証書貸付ご融資のお知らせ(元金均等、元利均等) ※事業性のみ	以下取引実行から2営業日目の午後以降 ・新規実行 ・返済条件または金利条件の変更	過去13か月分
当座貸越ご融資のお知らせ	・繰上返済 ・返済予定表再作成 等	過去13か月分

※閲覧可能期間は、本サービス利用開始以降の帳票に限る

(5)～(6) (省略)

2～10 (省略)